

## 長久手市 土砂災害に関する避難勧告等の暫定判断基準

以下の基準に基づき、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含め、総合的に判断して避難勧告等を発令する。

**【避難準備情報（※①）の判断基準】**

次のいずれかに該当する場合、避難準備情報の発令を判断する。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過した場合（※②）
- 2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合
- 3：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※① 避難準備情報とは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難所や安全な場所への避難を準備してもらうために発表する情報。避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する住民には、避難行動を開始してもらう必要がある。

※② 気象庁による防災情報提供システムにおいて、「2時間以内に大雨警報の基準を超過」として表示された場合が、この基準に該当する。

**【避難勧告（※③）の判断基準】**

次のいずれかに該当する場合、避難勧告の発令を判断する。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2：大雨警報（土砂災害）、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し（※④）、更に降雨が継続する見込みである場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合

4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※③ 避難勧告とは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難所や安全な場所への避難を勧告すること。この避難行動には、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」も含まれる。

※④ 気象庁による防災情報提供システムにおいて、「2時間以内に土砂災害警戒情報の基準を超過」として表示された場合が、この基準に該当する。

#### 【避難指示（※⑤）の判断基準】

次のいずれかに該当する場合、避難指示の発令を判断する。

1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合（※⑥）

2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

3：土砂災害が発生した場合

4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

※⑤ 避難指示とは、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難所や安全な場所への避難を指示すること。この避難行動には、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」も含まれる。

※⑥ 気象庁による防災情報提供システムにおいて、「実況で土砂災害警戒情報の基準を超過」として表示された場合が、この基準に該当する。

この基準は平成26年6月より適用する。